

## **ご加入いただく施設賠償責任保険について**

### **(1) ご加入いただく保険契約**

弊社が指定する東京海上日動火災保険(株)の「施設賠償責任保険」(以下、当保険)にご加入いただきます。

### **(2) 保険金を支払う場合**

弊社が運営する倉庫シェアリングサービスの倉庫提供業者及びその下請け業者が、次のいずれかの事由に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払い致します。

- ① 倉庫提供業者および下請け業者が所有・使用・管理する施設に起因する対人・対物事故。
- ② 倉庫提供業者および下請け業者にかかる仕事の遂行に起因する対人・対物事故。

### **(3) 損害の範囲**

法律上の対人・対物損害賠償金。

### **(4) 支払限度額**

対人賠償保険金：500万円(1名・1事故)

対物賠償保険金：500万円(1事故)・免責金額10万

### **(5) 補償の開始・終了時期**

補償の開始時期：予め弊社にご通知いただいた利用期間のうち、サービス利用事業者が最初に貨物を搬入したその時

補償の終了時期：予め弊社にご通知いただいた利用期間のうち、サービス利用事業者が最後に貨物を搬出したその時

### **(6) 保険金がお支払いされない主な場合**

以下の損害に対しては保険金がお支払いされません。なお、すべての内容を記載しているものではありませんので、詳細は賠償責任保険(一般種目用)の[Web約款](#)をご参照ください。

- ・被保険者(サービス利用事業者)の故意もしくは重大な過失または法令違反により生じた損害
- ・被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為により生じた損害
- ・地震・噴火・洪水・津波・高潮により生じた損害
- ・特別の約定により加重された賠償責任
- ・排水、排気、その他の汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出・放出、廃棄物の不法投棄・不適切な処理により生じた損害
- ・給排水管・暖冷房装置からの蒸気・水やスプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出 等

### **(7) 在庫価額の増額/減額**

在庫価額の増額：原則不可とさせていただきますので、予め想定される最大在庫価額にてご通知いただくようお願いいたします。

在庫価額の減額：原則不可とさせていただきます。

### **(8) 補償期間の延長/短縮について**

補償期間（利用期間）の延長：改めて当サービスを通じて申込みをお願いいたします。  
補償期間（利用期間）の短縮：原則不可とさせていただいております。

#### **（9）事故が発生した場合**

以下、取扱代理店へご連絡ください。

##### **【取扱代理店】**

株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO 新宿支店

TEL：03-3375-8468

FAX：03-3375-8470

営業時間：9：00-18：00

##### **【引受保険会社】**

東京海上日動火災保険株式会社

(担当)総合営業第一部営業課

TEL：03-3285-0186

FAX：03-5223-3061

このページは施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。

ご契約に際しては、必ず重要事項説明書をご確認ください。

ご不明な点等がある場合には、代理店または保険会社までお問い合わせください。

20-TC02858  
2020年8月作成